

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表

改 正 後	現 行																								
別 紙	別 紙																								
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱																								
第 1 (略)	第 1 (略)																								
第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 (交付の目的)	第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 (交付の目的)																								
1 (略)	1 (略)																								
(定 義)	(定 義)																								
2 第 2 において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。	2 第 2 において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。																								
(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金 関係	(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金 関係																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">大 分 類</th> <th style="text-align: center;">中 分 類</th> <th style="text-align: center;">小 分 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～④ (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 障害者総合支援法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護、同条第 3 項に規定する重度訪問介護、同条第 4 項に規定する同行援護、同条第 5 項に規定する行動援護 (以下「居宅介護」という。)、同条第 8</td> <td>居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 (以下「居宅介護事業所」という。)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	①～④ (略)	(略)	(略)	(略)	⑤ 障害者総合支援法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護、同条第 3 項に規定する重度訪問介護、同条第 4 項に規定する同行援護、同条第 5 項に規定する行動援護 (以下「居宅介護」という。)、同条第 8	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 (以下「居宅介護事業所」という。)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">大 分 類</th> <th style="text-align: center;">中 分 類</th> <th style="text-align: center;">小 分 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～④ (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 障害者総合支援法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護、同条第 3 項に規定する重度訪問介護、同条第 4 項に規定する同行援護、同条第 5 項に規定する行動援護 (以下「居宅介護」という。)、同条第 8</td> <td>居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 (以下「居宅介護事業所」という。)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	①～④ (略)	(略)	(略)	(略)	⑤ 障害者総合支援法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護、同条第 3 項に規定する重度訪問介護、同条第 4 項に規定する同行援護、同条第 5 項に規定する行動援護 (以下「居宅介護」という。)、同条第 8	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 (以下「居宅介護事業所」という。)		
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類																						
①～④ (略)	(略)	(略)	(略)																						
⑤ 障害者総合支援法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護、同条第 3 項に規定する重度訪問介護、同条第 4 項に規定する同行援護、同条第 5 項に規定する行動援護 (以下「居宅介護」という。)、同条第 8	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 (以下「居宅介護事業所」という。)																								
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類																						
①～④ (略)	(略)	(略)	(略)																						
⑤ 障害者総合支援法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護、同条第 3 項に規定する重度訪問介護、同条第 4 項に規定する同行援護、同条第 5 項に規定する行動援護 (以下「居宅介護」という。)、同条第 8	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 (以下「居宅介護事業所」という。)																								

改 正 後				現 行			
項に規定する短期入所、同条第15項に規定する <u>就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助</u> 、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所	短期入所事業所 <u>就労定着支援事業所</u> <u>自立生活援助事業所</u> 共同生活援助事業所 相談支援事業所			項に規定する短期入所、同条第15項に規定する共同生活援助及び同条第16項に規定する相談支援を行う事業所	短期入所事業所 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> 共同生活援助事業所 相談支援事業所		
⑥～⑨ (略)	(略)	(略)		⑥～⑨ (略)	(略)	(略)	
⑩ 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する <u>居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する</u> 保育所等訪問支援及び同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所	<u>居宅訪問型児童発達支援事業所</u> 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所			⑩ 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援及び同条第6項に規定する障害児相談支援を行う事業所	<u>(新規)</u> 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所		
⑪ (略)	(略)			⑪ (略)	(略)		
(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係				(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第5条の3に基づく老人福祉施設、同法第5条の2第6項に基づく住居としての認知症高齢者グループホーム、平成6年9月14日老計	老人福祉施設	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホー		① 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第5条の3に基づく老人福祉施設、同法第5条の2第6項に基づく住居としての認知症高齢者グループホーム、平成6年9月14日老計	老人福祉施設	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホー	

改		正		後		現		行			
第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」に基づく在宅複合型施設、平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」に基づく生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に基づく介護老人保健施設、 <u>同法第8条第29項に基づく介護医療院</u> 、同法第8条第4項に基づく訪問看護の事業を行う事業所としての訪問看護ステーション、老人福祉法第5条の2第5項に基づく小規模多機能型居宅介護事業を行う拠点としての小規模多機能型居宅介護拠点、老人福祉法第5条の2第2項に基づく老人居宅介護等事業を行う事業所のうち、夜間対応型訪問介護事業を行う事業所としての夜間対応型訪問介護ステーション、平成1		ム 軽費老人ホーム	軽費老人ホーム（A型） 軽費老人ホーム（B型） 軽費老人ホーム（ケアハウス） 都市型軽費老人ホーム 老人福祉センター（A型） 老人福祉センター（特A型） 老人福祉センター（B型） 老人福祉施設付設作業所	第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」に基づく在宅複合型施設、平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」に基づく生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に基づく介護老人保健施設、同法第8条第4項に基づく訪問看護の事業を行う事業所としての訪問看護ステーション、老人福祉法第5条の2第5項に基づく小規模多機能型居宅介護事業を行う拠点としての小規模多機能型居宅介護拠点、老人福祉法第5条の2第2項に基づく老人居宅介護等事業を行う事業所のうち、夜間対応型訪問介護事業を行う事業所としての夜間対応型訪問介護ステーション、平成18年5月29日老発第0529001号厚		ム 軽費老人ホーム	軽費老人ホーム（A型） 軽費老人ホーム（B型） 軽費老人ホーム（ケアハウス） 都市型軽費老人ホーム 老人福祉センター（A型） 老人福祉センター（特A型） 老人福祉センター（B型） 老人福祉施設付設作業所	第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」に基づく在宅複合型施設、平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」に基づく生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に基づく介護老人保健施設、同法第8条第4項に基づく訪問看護の事業を行う事業所としての訪問看護ステーション、老人福祉法第5条の2第5項に基づく小規模多機能型居宅介護事業を行う拠点としての小規模多機能型居宅介護拠点、老人福祉法第5条の2第2項に基づく老人居宅介護等事業を行う事業所のうち、夜間対応型訪問介護事業を行う事業所としての夜間対応型訪問介護ステーション、平成18年5月29日老発第0529001号厚		ム 軽費老人ホーム	軽費老人ホーム（A型） 軽費老人ホーム（B型） 軽費老人ホーム（ケアハウス） 都市型軽費老人ホーム 老人福祉センター（A型） 老人福祉センター（特A型） 老人福祉センター（B型） 老人福祉施設付設作業所
	認知症高齢者グループホーム										
	在宅複合型施設										
	生活支援ハウス										

改 正 後				現 行			
<p>8年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」に基づく介護予防拠点、介護保険法第115条の46に基づく地域包括支援センター及び同法第8条第15項に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所としての定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、同法第8条第23項に基づく複合型サービスを行う事業所としての看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「老人福祉施設等」という。）</p>	<p>介護老人保健施設</p> <p><u>介護医療院</u></p> <p>訪問看護ステーション</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>夜間対応型訪問介護ステーション</p> <p>介護予防拠点</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護事業所</p>	<p>老人介護支援センター</p>	<p>在宅介護支援センター</p>	<p>生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」に基づく介護予防拠点、介護保険法第115条の46に基づく地域包括支援センター及び同法第8条第15項に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所としての定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、同法第8条第23項に基づく複合型サービスを行う事業所としての看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「老人福祉施設等」という。）</p>	<p>介護老人保健施設</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>訪問看護ステーション</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>夜間対応型訪問介護ステーション</p> <p>介護予防拠点</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護事業所</p>	<p>老人介護支援センター</p>	<p>在宅介護支援センター</p>

改正後				現行			
② (略)	(略)	(略)	(略)	② (略)	(略)	(略)	(略)
(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金 関係				(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金 関係			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① (略)	(略)	(略)	(略)	① (略)	(略)	(略)	(略)
② 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所(児童福祉法第56条の8に基づく公私連携型保育所（以下「公私連携型保育所という。」を含む。）、幼保連携型認定こども園(認定こども園法第34条に基づく公私連携幼保連携型認定こども園を含み、児童福祉施設としての保育を実施する部分に限る。)、乳児院、児童厚生施設、児童養護施設、 <b>児童心理治療施設</b> 、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。)、同法第12条に基づく児童相談所、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生	児童福祉施設                    児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 地域子育て支援拠点事業所 小規模住居型児童養育事業所 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 幼稚園型認定こども園(幼稚園と保	助産施設       <b>児童心理治療施設</b> 児童自立支援施設 児童家庭支援センター	第一種助産施設 第二種助産施設	② 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所(児童福祉法第56条の8に基づく公私連携型保育所（以下「公私連携型保育所という。」を含む。）、幼保連携型認定こども園(認定こども園法第34条に基づく公私連携幼保連携型認定こども園を含み、児童福祉施設としての保育を実施する部分に限る。)、乳児院、児童厚生施設、児童養護施設、 <b>情緒障害児短期治療施設</b> 、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。)、同法第12条に基づく児童相談所、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童	児童福祉施設                    児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 地域子育て支援拠点事業所 小規模住居型児童養育事業所 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 幼稚園型認定こども園(幼稚園と保	助産施設       <b>情緒障害児短期治療施設</b> 児童自立支援施設 児童家庭支援センター	第一種助産施設 第二種助産施設

改 正		後		現		行	
<p>活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、同条第10項に基づく小規模保育事業を行う事業所、同条第12項に基づく事業所内保育事業を行う事業所、認定こども園法第3条第1項に基づく認定及び同条第9項に基づく公示を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）において保育を実施する部分（以下「保育所機能部分」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に基づく特例保育を提供する施設であって、一日当たりの平均入所児童数が6人以上であるもの（以下「特例保育施設」という。）、同法第59条第1号に基づく利用者支援事業を行う事業所及び平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設</p>	<p>育所機能部分の定員合計が20人以上の保育所機能部分（幼稚園部分と施設が一体的である場合を除く。）に限る。） 特例保育施設 利用者支援事業所 子育て支援のための拠点施設</p>			<p>自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、同条第10項に基づく小規模保育事業を行う事業所、同条第12項に基づく事業所内保育事業を行う事業所、認定こども園法第3条第1項に基づく認定及び同条第9項に基づく公示を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）において保育を実施する部分（以下「保育所機能部分」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に基づく特例保育を提供する施設であって、一日当たりの平均入所児童数が6人以上であるもの（以下「特例保育施設」という。）、同法第59条第1号に基づく利用者支援事業を行う事業所及び平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための</p>	<p>育所機能部分の定員合計が20人以上の保育所機能部分（幼稚園部分と施設が一体的である場合を除く。）に限る。） 特例保育施設 利用者支援事業所 子育て支援のための拠点施設</p>		

改 正 後				現 行																											
設（以下「助産施設等」という。）				拠点施設（以下「助産施設等」という。）																											
③（略）	（略）	（略）	（略）	③（略）	（略）	（略）	（略）																								
④ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に基づく母子健康包括支援センター（旧母子保健法第22条第1項に基づく母子健康センターとして平成29年3月31日以前に設置された施設であり、かつ旧同法22条第2項に規定していた機能を維持している施設に限る。）	<u>母子健康包括支援センター</u>	<u>（削除）</u>		④ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に基づく母子保健施設	<u>母子保健施設</u>	<u>母子健康センター</u>																									
⑤（略）	（略）	（略）	（略）	⑤（略）	（略）	（略）	（略）																								
<p>(交付の対象)</p> <p>3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。</p> <p>(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①施設の種類の種類</th> <th>②設置根拠等</th> <th>③設置者</th> <th>④国庫補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(3) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 障害者支援施設等ア～イ (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率	(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(4) 障害者支援施設等ア～イ (略)	(略)	(略)	(略)	<p>(交付の対象)</p> <p>3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。</p> <p>(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①施設の種類の種類</th> <th>②設置根拠等</th> <th>③設置者</th> <th>④国庫補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(3) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 障害者支援施設等ア～イ (略) 設</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率	(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(4) 障害者支援施設等ア～イ (略) 設	(略)	(略)	(略)
①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率																												
(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)																												
(4) 障害者支援施設等ア～イ (略)	(略)	(略)	(略)																												
①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率																												
(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)																												
(4) 障害者支援施設等ア～イ (略) 設	(略)	(略)	(略)																												

改 正 後				現 行			
ウ 居宅介護事業所、短期入所事業所、 <u>就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、</u> 共同生活援助事業所及び相談支援事業所	(略)	(略)	(略)	ウ 居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	(略)	(略)	(略)
エ～オ (略)	(略)	(略)	(略)	エ～オ (略)	(略)	(略)	(略)
(5)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(5)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)
(7) <u>居宅訪問型児童発達支援事業所、</u> 保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	(略)	(略)	(略)	(7) 保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	(略)	(略)	(略)
(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(8) (略)	(略)	(略)	(略)

(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 老人福祉施設等 ア～タ(略)	(略)	(略)	(略)
<u>チ 介護医療院</u> (併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む)	<u>介護保険法第107条第1項</u> ( <u>介護保険法第41条第1項、及び同法第72条第1項</u> )	<u>都道府県又は指定都市若しくは中核市</u>	<u>1/3</u>
<u>ツ</u> 訪問看護ステーション	(略)	(略)	(略)
<u>テ</u> 小規模多機能型居宅介護事業所	(略)	(略)	(略)

(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 老人福祉施設等 ア～タ(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
<u>チ</u> 訪問看護ステーション	(略)	(略)	(略)
<u>ツ</u> 小規模多機能型居宅介護事業所	(略)	(略)	(略)



改 正 後				現 行			
ト 夜間対応型訪問介護ステーション	(略)	(略)	(略)	ニ 夜間対応型訪問介護ステーション	(略)	(略)	(略)
ト 介護予防拠点	(略)	(略)	(略)	ト 介護予防拠点	(略)	(略)	(略)
ニ 地域包括支援センター	(略)	(略)	(略)	ナ 地域包括支援センター	(略)	(略)	(略)
ヌ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(略)	(略)	(略)	ニ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(略)	(略)	(略)
ネ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	(略)	(略)	(略)	ヌ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	(略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(2) (略)	(略)	(略)	(略)

(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金  
関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 助産施設等 ア 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、 <u>児童心理治療施設</u> 、 <u>児童自立支援施設</u> 及び児童家庭支援センター	(略)	(略)	(略)
イ～シ (略)	(略)	(略)	(略)
(3)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)

(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金  
関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 助産施設等 ア 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、 <u>情緒障害児短期治療施設</u> 、 <u>児童自立支援施設</u> 及び児童家庭支援センター	(略)	(略)	(略)
イ～シ (略)	(略)	(略)	(略)
(3)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)

改 正 後							現 行						
<p>4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。</p> <p>ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p>							<p>4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。</p> <p>ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p>						
①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 障害者支援施設等 ア～イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(4) 障害者支援施設等 ア～イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ウ 居宅介護事業所、短期入所事業所、 <u>就労定着支援事業所</u> 、 <u>自立生活援助事業所</u> 、 <u>共同生活援助事業</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ウ 居宅介護事業所、短期入所事業所、 <u>共同生活援助事業</u> 所及び相談支援事業所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後							現行							
所及び相談 支援事業所														
エ～オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	エ～オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) <u>居宅訪問</u> <u>型児童発達</u> <u>支援事業</u> <u>所</u> 、保育所 等訪問支援 事業所及び 障害児相談 支援事業所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(7) 保育所等 訪問支援事 業所及び障 害児相談支 援事業所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イ (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係							イ (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係							
①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率	①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率	
(1) 老人福祉施設等 ア～シ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1) 老人福祉施設等 ア～シ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

改 正 後							現 行						
ス 認知症高齢者グループホーム	(略)	(ア)・(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ス 認知症高齢者グループホーム	(略)	(ア)・(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(ウ) (ウ) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者（ただし4(2) <u>ニ</u> に該当するものは除く）	(略)	(略)	(略)	(略)			(ウ) (ウ) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者（ただし4(2) <u>ニ</u> に該当するものは除く）	(略)	(略)	(略)	(略)
セ～ナ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	セ～ナ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ウ (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係							ウ (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係						

改 正 後							現 行						
①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 助産施設等 ア 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 <u>児童心理治療施設</u> 、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(2) 助産施設等 ア 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 <u>情緒障害児短期治療施設</u> 、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イ～ス (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	イ～ス (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) <u>母子健康包括支援センター</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(5) <u>母子健康センター</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改 正 後						現 行					
<p>(2) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。</p> <p>(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p>						<p>(2) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。</p> <p>(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p>					
①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率
老人福祉施設等 ア～イ(略)	(略)	(ア)～(エ) (略)	(略)	(略)	(略)	老人福祉施設等 ア～イ(略)	(略)	(ア)～(エ) (略)	(略)	(略)	(略)
<u>ウ 介護医療院</u> <u>(併設される</u> <u>通所リハビリ</u> <u>テーション事</u> <u>業実施部分を</u> <u>含む)</u>	<u>介護保険法</u> <u>第107条</u> <u>第1項</u> <u>(介護保険</u> <u>法第41条</u> <u>第1項、及び</u> <u>同法第72</u> <u>条第1項)</u>	<u>(ア) 市町村</u>  <u>(イ) 社会福祉法</u> <u>人</u>  <u>(ウ) 医療法人</u>  <u>(エ) その他厚生</u> <u>労働大臣が認め</u>	<u>予算措置</u>  <u>予算措置</u>  <u>予算措置</u>	<u>都道府県</u>  <u>都道府県</u> <u>又は指定</u> <u>都市若し</u> <u>くは中核</u> <u>市</u>  <u>都道府県</u> <u>又は指定</u> <u>都市若し</u> <u>くは中核</u> <u>市</u>  <u>都道府県</u> <u>又は指定</u>	<u>1/3</u>  <u>1/3</u>  <u>1/3</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>

改 正 後						現 行					
エ 認知症高齢者グループホーム	(略)	た者 (略)	(略)	都市若しくは中核市 (略)	(略)	エ 認知症高齢者グループホーム	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オ 在宅介護支援センター (介護老人保健施設、病院又は診療所に併設している場合に限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	エ 在宅介護支援センター (介護老人保健施設、病院又は診療所に併設している場合に限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
カ 訪問看護ステーション	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	オ 訪問看護ステーション	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5 (略)						5 (略)					
(交付額の算定方法)						(交付額の算定方法)					
6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。 なお、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。						6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。 なお、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。					

改 正 後					現 行				
(1) ~ (2) (略)					(1) ~ (2) (略)				
(国の財政上の特別措置)					(国の財政上の特別措置)				
(3) 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類の掲げられる場合には、次のとおりとする。					(3) 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類の掲げられる場合には、次のとおりとする。				
<p>(1) のうち「3の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める国庫補助率」とし、(2) のアの(ウ) 中「4の(1) 表の⑥欄に定める補助率」とあるのは「(3) の表の④欄に定める県補助率」と、「4の(1) の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3) の表の⑤欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。</p>					<p>(1) のうち「3の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める国庫補助率」とし、(2) のアの(ウ) 中「4の(1) 表の⑥欄に定める補助率」とあるのは「(3) の表の④欄に定める県補助率」と、「4の(1) の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3) の表の⑤欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。</p>				
区分 ①	対象施設の種類 ②	直接補助 の事業の 場合 ③	間接補助事業の場合 ④ ⑤		区分 ①	対象施設の種類 ②	直接補助 の事業の 場合 ③	間接補助事業の場合 ④ ⑤	
ア～イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ア～イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ウ 地震防災対策 強化地域における 地震対策緊急整備 事業に係る国の財 政上の特別措置に 関する法律 (昭和	・救護施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホ ーム ・乳児院 ・障害児入所施設	2/3	5/6	4/5	ウ 地震防災対策 強化地域における 地震対策緊急整備 事業に係る国の財 政上の特別措置に 関する法律 (昭和	・救護施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホ ーム ・乳児院 ・障害児入所施設	2/3	5/6	4/5



改 正 後					現 行				
55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	(中分類) ・ <u>児童心理治療施設</u> ・障害者支援施設 (生活介護又は自立訓練を行うものに限る。)				55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	(中分類) ・ <u>情緒障害児短期治療施設</u> ・障害者支援施設 (生活介護又は自立訓練を行うものに限る。)			
エ 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・救護施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・乳児院 ・障害児入所施設 (中分類) ・ <u>児童心理治療施設</u> ・障害者支援施設 (生活介護及び自立訓練を行うものに限る。)	2/3	5/6	4/5	エ 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・救護施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・乳児院 ・障害児入所施設 (中分類) ・ <u>情緒障害児短期治療施設</u> ・障害者支援施設 (生活介護及び自立訓練を行うものに限る。)	2/3	5/6	4/5
オ～ク (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	オ～ク (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改 正 後	現 行
7～10（略）	7～10（略）
別表（略）	別表（略）
別紙1～8（略）	別紙1～8（略）
別紙9	別紙9
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
<u>都道府県知事</u> <u>指定都市の長</u> 殿 <u>中核市の長</u> <u>児童相談所設置市の長</u>  <u>補助事業者名</u> 印	<u>〇〇厚生（支）局長</u> 殿  <u>都道府県知事</u> <u>指定都市の長</u> 印 <u>中核市の長</u> <u>児童相談所設置市の長</u>
平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。	平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。
1 施設の種類及び名称 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金 円	1 施設の種類及び名称 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金 円

改 正 後	現 行
<p>3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>4 添付書類</p> <p>（1）設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された消費税仕入控除税額報告書副本</p> <p>（2）3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）</p>	<p>3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>4 添付書類</p> <p>（1）設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された消費税仕入控除税額報告書副本</p> <p>（2）3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）</p>